「第 58 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会」の概要

日　時：令和８年９月 14 日(月曜日)　19：00～21：27
場　所：栗東市コミュニティセンター治田東
出席者：(滋　賀　県)　中田琵琶湖環境部長、中村参与、青山最終処分場特別対策室長、川端主幹、安達主査、廣瀬主査、瀧川主査、堺井主事、コンサル２名
(栗　東　市)　岩松環境経済部長、武田環境政策課長、川端課長補佐、山部主事
(自　治　会)　赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計 10 名
(県議会議員)　なし
(市議会議員)　３名
(傍　　聴)　１名
(報 道 機 関)　なし

(出席者数　28 名)

司会：定刻となりましたので、ただ今から第58回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開会いたします。
　なお、上向自治会さまについては、急用のためご欠席との連絡をいただいております。
開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の中田よりご挨拶を申し上げます。

部長：皆さん、こんばんは。

一同：こんばんは。

部長：夜分お疲れのところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。先ほど紹介がありました、滋賀県琵琶湖環境部部長の中田でございます。第58回連絡協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
　この連絡協議会ですが、対策の進捗状況やモニタリング結果などをご説明させていただきますとともに、皆さま方のご心配やご提言を直接お聞かせいただける非常に貴重な機会でございます。どうぞ本日もよろしくお願いいたします。
　今回の連絡協議会ですが、お手元の次第に記載しておりますとおり、項目といたしましては4点ございます。

1点目は今年度第1回目のモニタリング結果でございます。全体的な水質の状況について大きな変化は見られず、今回は年1回の経堂池のモニタリング結果についてもご報告をさせていただきます。

2点目、旧処分場施設の維持管理の状況でございます。最近の現場写真をご覧いただきながら報告をさせていただきます。

3点目からは中浮気団地さまにご参加いただき、対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリングのあり方と今後の対応について、前回までの皆さまからのご意見を踏まえまして、次年度以降のモニタリングについてご報告をさせていただきます。

4点目は、対策工事の有効性の確認後の意見交換のあり方と今後の開催形態について、ご説明をさせていただきます。有効性確認後の意見交換のあり方について、皆さまからご意見を頂戴できればと存じます。

以上が本日の内容でございますが、皆さまと情報共有し、安全・安心の回復に向けて取り組みを進めていきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会：続きまして、栗東市環境経済部の岩松部長さまよりご挨拶をお願いいたします。

（栗東市）：皆さん、改めましてこんばんは。

一同：こんばんは。

（栗東市）：本日は夜分お疲れのところ、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。ただ今ご紹介いただきました、栗東市役所環境経済部、岩松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は昼間レベル3の雨が降って、ちょっと各所水がついたということで心配していましたが、水のほうも引いたようでございまして、無事開催されるということで安堵しておるところでございます。

平素は市政各般にわたりましてさまざまなご協力を賜り、また誠にありがとうございます。

さて、本日は先ほど部長からもお話がありましたが、第2回目の連絡協議会でございますが、主に対策工事の有効確認後の周辺環境モニタリング、また以後の意見交換会のあり方等について、皆さまからのご意見を伺いながら引き続きご協議させていただくことになろうと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

司会：本日の司会進行は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の瀧川が担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、3点お願いとお断りをさせていただきます。

1点目ですが、ご意見やご質問などをいただく際は挙手をしていただき、司会から指名させていただいた後にご発言をお願いします。

2点目ですが、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆さまと県および市の意見交換の場ですので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けしないこととしております。ただし、「４、その他」でご説明する対策工事の有効性確認後の意見交換、モニタリング等のあり方については、中浮気団地自治会さまにもご参加いただきます。

3点目ですが、会場の都合上、会議は最長でも21時30分までとさせていただきます。このため、議事の進行状況によりましては、途中であっても次の議題に進むことがございます。円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

以上3点につきまして、よろしくお願いいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず1枚目が次第です。次に資料1、第57回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果。資料2、令和8年度第1回モニタリング調査結果について。資料3、維持管理の状況について。資料4、対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等について。資料5、対策工事の有効性の確認後の意見交換のあり方について。以上です。資料は全ておそろいでしょうか。会議の途中であっても、資料の落丁等ございましたら事務局までお知らせください。また会議中は、適宜前方のスクリーンでお手元と同じ資料を表示しながら説明いたしますので、お手元の資料とスクリーンをご覧ください。

それでは議事に入らせていただきます。まず議事1、前回の開催結果について説明いたします。

主査：それでは、資料1の説明を安達が説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは前回、第57回の連絡協議会の開催結果ということでございます。1つ目が前回の開催結果の確認ということでございます。

1つ目のご質問として、PFASについて農業への影響や住民が測定した地下水のデータの見解、また環境NPOからの申し入れに対する環境省の方針についてということでご質問をいただいております。

回答としましては、農業への影響に関しては，食品安全衛生委員会により耐容1日摂取量が設定されており、農業方面ではこの量から見ていかれると思う。

PFASは、いろいろなところで使われており、対策が難しい。今のところ、国は浄水場の出口で規制するなどし、基準を設けている。測定データにつきましては、測定条件等は詳しく承知していないが、旧処分場下流側は塩類濃度等が高く、定量精度が損なわれる可能性があるとされている。技術が確立された上では、当然測定していきたいと考えている。

また環境省におきましては、PFAS等についてはまだ十分な知見が集まっていない状況であり、集積を進めているところということでございます。

続きまして、維持管理の状況というところで「『維持管理の状況』の資料内の位置図や表の数字・文字が白黒で見えにくい。ホームページ等への掲載・配布する際は改善してほしい」ということいただきまして、「指摘された箇所の拡大版を配布するとともに、判読しやすい形でホームページに掲載する」と回答させていただきました。

続きまして、3、対策工事の有効性についてでございます。こちらについて、観測井戸No.1-1に詰まっている重りの大きさ、除去の予定ということでございます。回答としましては、「大きさは底面直径約4センチ、円錐状のもの。カメラ調査をするなりして、状況を正確に把握して対応検討したい」と回答させていただきました。

続きまして、④としまして、「地下水は深いところのほうがきれいだと思っている。しかし、旧処分場下流側は、Ks3層と比較してKs2層がきれいになっていない。それはなぜか」ということでいただきまして、回答としましては、「旧処分場由来で分かりやすいのは1,4-ジオキサンになるが、下流のKs2層は環境基準を下回って低下傾向が続いており、Ks3層の値に近づきつつある。下流側の電気伝導度については、対策をした地下水の電気伝導度がなかなか下がらない事例があるということと、電気伝導度は総括指標で大ざっぱであり、塩化物イオンなどのメインのイオンを含め解釈していくのがいいというご助言をアドバイザーからいただいている。このことから、塩化物イオンについては、Ks2層は低下傾向であり、Ks3層とほぼ同じような水準となってきている。Ks3層と比較してKs2層の電気伝導度の下がりが悪いのは、底面遮水工の前に三酸化硫黄を含む材料で土壌改良しており、それがKs2層の流出したことが要因の一つではないかと考えている。Ks2層の電気伝導度がKs3層に近づくのはいつなのか、モニタリングしていかないと分からない」と回答しております。

続きまして、⑤としまして、「対策工事の有効性について、汚染されたものを止めるフロー公害の問題と対策工事前に出てしまったものについては、既に環境にあるものどうするかというストック公害問題があるが、滋賀県はこれらをしっかり管理していくという認識があるか」ということでいただきました。

回答としまして、「フローついては、遮水工により汚染拡散防止を確認している。ストックについては、掘削していない範囲に廃棄物土が残っているので、安定化を確認している。また、既に旧処分場から流れていっている部分は調査していく。県としても、これらフローとストックについてモニタリングを継続していきたいと考えている」と回答させていただいております。

次に、遮水内部への安定化へのプロセスの状況についてです。「旧処

分場は安定化を目的としているわけだから、それを達成したら遮水壁は必要ないと思う。安定化の定義を明確にしてほしい」ということでいただいております。

回答としまして、「旧処分場は廃棄物土を遮水壁で囲った状態で安定化させており、旧処分場の安定化は、廃棄物土が土中にとどまっている限り外部に影響を与えない状況と考えている。遮水壁を取ろうとすると上から砕いていくしかなく、安定していても掘削すると酸素が廃棄物土中に行き渡り、内部が再び活性化して安定状態が保たれなくなる化学的な問題、土木的な問題があり、撤去は難しいと考えています。安定化の定義ついては、アドバイザーからご助言いただきながら丁寧に進めたい」と回答しております。次に、その他、モニタリング等の見直し案についてでございます。

⑦としまして、「下流側の監視において、処分場外の最下流にあるK-1地点の水質は重要である。測定頻度を年1回から年4回に増やしてほしい」といただきまして、答えとしまして、「地点は敷地境界を中心に組み立てているが、最下流の重要性のご意見を踏まえ、当初なかった年1回を確保した。回数の引き上げは、心配を踏まえ検討する」としております。

続きまして、⑧としまして、「平成3年深掘り穴と同様に平成10年深掘り穴についても、県職員による水位測定、年4回実施してほしい」ということでいただきまして、「平成10年深掘り穴ところの井戸は、安全性の考慮から密閉している。近くの観測井の水位測定によって一定の補完は可能であると考えている」と回答しております。

次に、「アーカイブ総括編の58ページに掲載されている、住民が提供したサンプルの写真や記述が実態と異なっている」といただきまして、回答としまして、「合意できた内容を掲載するため、ご指摘の件については削除する」と回答しております。

前回の内容ついては、以上になっております。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。赤坂さん。

住民：すんません。赤坂、〇〇でございます。前回のPFASの議論を記憶しておりまして、私なりにそれの今の状況について確認をしたことも含めてちょっとご意見をお聞かせ願いたいですが、PFASについては県もご存じなんですが、2020年の5月28日の国の通知によってPFOSとPFOAが要監視項目になって、暫定の指針値ができたということですね。それに加えて、昨年の6月30日に暫定の指針値が暫定が外れたという形で非常に厳しい取り扱いをされたということになって、その中の運用上の取り扱いという項目がありまして、それを抜粋して読みますと、PFOSおよびPFOAについては従前から排出源となりえる施設が立地している地域または過去に

指針値を超える値でPFOS等が検出された地域における調査の充実、これが一つ。

もう一つは、水道水の取水が行われている地域や地下水の飲用が行われてる地域の周辺における水質測定の充実ということが求められている要件です。

もう一つは、水道水の取水が行われている地域や地下水の飲用が行われている地域の周辺における水質測定の充実、その辺を運用上の取り扱いとして求めておるという、そういう通知の記載があります。

測定方法について県さんのほうでそれが確定、定着してないという、そういうお答えだったんですが、測定方法についてもさっきの5月28日、2020年の通知の中で記載がされていまして、放射性同位元素のC13、炭素13を用いた検量線を使うことによって、さまざまな阻害要因に対応できる、そういう測定方法が記載されているというところで、高い塩濃度があったりという、そういう環境由来に適用できないという特段の記載がない、そういうふうに理解をしています。

その指針値が適用される、要は基準が適用される対象水域については公共用水域等とされて、海域ももちろん公共用水域で、その伝導度について考えると、その海域のEC、それは3,000から5,000mS/m、一方、RDの排水の浸出水でもせいぜい140ですね。だから、そういう何倍かの海域でも基準が適用される。それについての測定方法もそんなに問題なく運用していっているということがあります。

もう一つ、廃棄物処分場のPFASの調査事例を見てみますと、昨年2月13日に熊本市の有機フッ素化合物対策専門家会議が開催されていて、熊本市では廃棄物最終処分場が数カ所あって、その排水による飲用水井戸のPFAS汚染っていうのが問題になって、昨年2月からまだ現在継続しているんですね。熊本市は廃棄物最終処分場の排出水のPFAS測定を委員会設置しながら積極的に調査をされているという状況です。

そういうことを見ますと、基準自体が海域まで含めて、問題なく運用されている。他の熊本市でも排水調査、廃棄物最終処分場対象にされている。

それから、環境省の令和6年度の調査結果を見ても、海域の調査も100カ所超える調査をされていて、だから、伝導度の高いところで調査できないという実態ではないのではないかと、そういうふうに理解をするわけですが、そういう状況から見て、県さんのほうの今回のご回答の中で、伝導度が高い状況の中で、調査方法が落ち着いていないからやらないとおっしゃってるわけではないですが、そういう伝導度の高い等の要因により今回着手できないというお答えなんですが、今の全国的な要素、状況なり、環境省調査状況から見てほんとにそうなのかっていう疑問を持つわけです。ほんとにそういう実態があるのかどうか。伝導度が高くて測定がばらつくとか安定しないっていう、そういう実態があるのかって

いうところについて、ご説明をお願いしたいと思います。

コンサル：すいません。建設技術研究所の〇〇と申します。私も昨年度、環境省のPFAS対策室から委託をいただきました。それこそ熊本も含めたPFASの浄化技術の実証実験のプロジェクト、これをさせていただいておりますんで、一応PFASに関しては専門的な業務として取り扱っております。各地の調査しております。

今回の滋賀県さまの見解といたしましては、実は、たまたまなんですけど、廃棄物資源循環学会、実は私、あさってから北海道大学で学術研究発表会がありまして、発表しにいくんですけど、たまたま一番最新号でPFAS特集があります。

この中で、その環境省のプロジェクトの学識者委員会、県のRDの事案でも学識者の先生方の委員会組まれておりましたけども、同様に環境省主催で日本全国のPFASの研究者、トップの研究者の皆さんが参集いたしまして、それで審査とかしていたんですけれども、その中のお1人、大阪府ですね。大阪府の環境、すいません。ちょっと今、名前が複雑な。大阪府立環境農林水産総合研究所いうところがございます。いわゆる各都道府県に1つずつある、その都道府県が持っている専門機関ですね。農業とか環境とか林業とか、さまざまな研究されている。それが大阪府版のところの職員の方がPFASの分析では日本での第一人者の一人といわれております。その方が論文を書いておりまして、国内外のPFASの分析方法について詳しく説明されております。

この中で、廃棄物の分析の中で先ほど塩類ということございましたけども、塩類だけじゃなく、一番やっぱり妨害物質となるのは有機物もございます。これはやはりPFASも分子が大きいってことと、その有機物についても大きい分子ですので、それがその分析のときに相当妨害するということはよく知られておることでございます。そういうことで先ほど申した塩類とか、いろんな、いわゆる飲用に供する水っていうのは大概きれいなといいますか、地下水とか河川水ですんで、普通そういう有機物とか塩類とかは極端に少ないものを対象としております。

先ほどのご紹介いただいた水道法で、この4月1日から水道水質基準になりまして、皆さんが飲まれている水道水、これはそういう県とか市とか、そういう公共団体だけじゃなくて、その専用水道、例えばある企業が持ってる水道、例えば自衛隊とか、そういうところが持ってる水道、そういうのも含めて、その水質をちゃんと把握して、PFASが基準を下回ってることをちゃんと確認してから配水しなさいという法律になりました。

ただ、その原水というのは要するに飲用に供するようなやつ、水質ですから、非常にきれいな水を分析することを前提としております。片や、こちらのRDの処分場に関しましては、PFASと比べて非常に有機物が多い

というところで、その分析に関してはいろんなさまざまな妨害とかのことがあるというところは、この論文にも記載してございます。この論文、これ公表されているのもあります。そこにも書いてございます。

ということで、そういう今、非常に不確かさらしい、不確かさが大きいような現状であるというところで、その分析に関しては、今回のかなりセンシティブな今回事案でもございますので、それを分析するのはちょっと時期尚早と考えられるのは、そういう正確な情報。もしこれが変に濃度が高いというと、また風評被害につながることがございますので、そこでその分析に関して、いったんちょっと今慎重な姿勢でおられるというとこは、いわゆる自治体さんとしてはひとつの見識かというふうに考えます。以上です。

住民：ありがとうございます。加えてなんですが、確かに有機物が阻害物質になり得るというところのご意見もあると思うんですが、そういうことも含めて通知の中で、国の通知の中で基本的な分析方法を示され、今のような阻害物資をクリアするためにC13っていうトレーサー付きの炭素を測定方法の検量線を引く際の手法として導入をされ、それによって有機物も含め、塩類も含め、一定の割合の中できちっとした、そのデータが得られるという、そういう意味での測定法かと理解はしておるんですね。だから、研究上のいろんなテーマで学会の中で議論される。これもちろんあり得るんでありまして、文献はほんとに多数あります。

だけど、それを超えて測定法を示されている以上、それに基づいて行う。なお、明確に阻害物質があって、それに対抗する手法があれば、それを取り入れ正確に分析を行うってことは可能なことではないのかっていうふうには考えるわけです。ですから、阻害と考えられるからやらないということは理由にならないんではないかっていう、そういう気がするわけですね。

だから、なぜその分析をすることができないのかっていうところをまた整理をしてお教え願いたいと、そのように。ここで時間取って恐縮なので、これで終わりますが。もう一つは、理解が十分でないです。よろしくお願いします。

主幹：先ほどの通知というところがございましたので。ちょっとお話のあった公共用水域の要監視項目関する分析方法の通知のことおっしゃいましたので、その分に関しましては令和2年5月に出たものと承知しております。その後、PFASに関してはさまざまな研究が行われておりまして、令和6年に産業総合研究所で、塩類や有機物が存在する場合については定量性が落ちる可能性があるというところと、今、先ほど建技さんから説明がありましたように、大阪府の研究所のほうでも、やはり分析に関しては十分注意をしないといけないと、特に学会誌で書かれているところなんですけれども、

米国における表流水等を対象としたEPA1633Aという分析方法で書かれてる中では、廃棄物の浸出水に係る試料については、分析時に重大な問題を引き起こす可能性があると書かれておりますので、そこについては十分文献等確認をさせていただきまして、順次調査研究させていただきたいと思っております。

コンサル：すいません。ちょっと追加で、先ほど、PFASに関してですが、先ほど県の方からの前回の議事録の説明があったときに、いわゆる農作物へのPFASの移行についてかなりご心配されてるということが議題として挙がりました。それに関して、ご存じかもしませんけれども、つい先日、この9月に農林水産省のほうから農作物とか農畜産物、あるいは魚介類とかへのPFASの残留性について、これまでの何年かに及ぶ研究結果、それの公表がされております。

結論を申しますと、少なくとも農産物、農作物に関しては、移行しない。人間の許容量、PFASをどれぐらい摂取すれば健康被害を得るかっていう許容量に到底届かないぐらい低い濃度でしか検出されなかったということと、一つこれはご安心いただける材料が国の公的機関から発表された、つい2、3日前にテレビとか新聞報道でされまして、見ていただきましたら農林水産省ホームページ、どなたでもご覧いただけますので、またよろしければご参考されていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

司会：はい、赤坂さん。

住民：だいぶ調べました。米については試験結果大丈夫ですというのが出された。野菜ついては、これから出しますということでした。だけど、私、農業でこだわり認定を受けた野菜類も作ってる。何でこだわり認定、何でやってるのか。すんません。中田部長さん、3月に出会いましたね。表彰式の式場で出会いました。そのとき、ああ、立派な方やなと、私は女性なのにすごいなと関心してたんですけれども、私はもういちじく作ってる、栗東いちじくこだわり農業です。そして、春菊でも前はこだわり農業で作ってました。

何のために作ってんのか。化学肥料を減らして、ちょっとでも琵琶湖の負担を軽減しようということですわね。ほして除草剤も使わず、ほして、何てかな、ハウスとか使って農薬散布も量も減らしましょうと。そういう危険があるのを減らすこだわり農産物です。何のためにやってっかって、琵琶湖を守るためです。そのためにやってる。そのため大変な思いして農産物作ってるんですよ。

そうなのに、片方で地下水でどんどんどんどん毎日毎日汚れた水が流れていってる。いずれは琵琶湖へ出てくる。おかしいじゃないですか。

私らの努力は何なんですか。大変なんですよ。そこは分かっとりますか。やっぱり京都、大阪、ほして聞くところでは兵庫県の一部も、和歌山も一部やったかな、飲料水使っておられるという現状ですよ。この琵琶湖の水ってのは大事な水なんです。それが地下水で流れていると。それを調べもしないと。ほんとだったら、一番に調べるでしょ。

そんなちょっと数値が上下しようが、そんなこと関係ないじゃないですか。どれぐらいか調べて、どれぐらいの量が流れてんのか調べるべきじゃないですか。違いますか。私はそう思いますよ。私ら大変な思いでやってるんやから、わずかなことです。だけど、もっと大きいことがいっぱい流れてるじゃないですか。もっと真剣にやってください。

住民：よろしいですか。

司会：日吉が丘さん。

住民：このPFASの件なんですけども、前回、私、そういう話、ここに載ったるような話もお返事とかあったときに、国とも相談して、ええようにやっていただきたいとふうに言うたんですけど、国のほうとかご相談されましたか。

主査：すいません。一応国のほうで、研究機関と連携して最終処分場のPFOS等の実態把握をⅡ型の共同研究とかでされてるんですけれども、そこに県の研究機関も一緒に入って、PFASの分析方法の検討とかを進めさせていただいておりまして、そちらのほうで知見の収集をさせていただいております。現状、異なった機関で測った数値において、その再現性というか、数値の同一性みたいなのを検証とかを進めているというところを一応確認をさせていただいてるというのが現状でございます。

住民：例えばこういう結果が出たけども、どうでしょうかとかいう、そういう問い合わせ方はされてないんですか。現状は地下水とかで八百なんぼが出てると。しかも、あれ有機物たくさん入ってるんですかね、地下水に。流れてる地下水が地下水やと思うんですけどね。てことは、有機物がたくさん入ってるいうことは、どんどんどっかから流れてきてるいうことですわね。

それと、あこもそんだけ何かが流れてきてるのは、もしその上流のほうのそれだったら、遮水をうまくできてないという可能性もあると思うんですよ。あそこの流速とか、前、前回調べて、50とか、１日50センチとか、1メートル50とか何かそんな話もありましたんで、それを考えると、今、あそこで流れてると。なんぼやったけ。600メートルやったけな。そやから、やるとどうなるかなというし、それと、PFAS関係はRDの

問題だけじゃなくて、他のとこも全部関わってきてるんで、ちゃんとせなあかんなというふうには思うんですね、これから他も大変ですし。
　それと私もちょっとホームページ見たんですけど、有識者でアドバイザーもしていただいてる樋口さんですかね。樋口先生、あの方が書いてたところで、安定型処分場ではPFASが漏れてるいうことが各所であるんで、これはちょっと問題やと。だから、それを今の安定型のままではちょっとまずいんじゃないかというような文を書いとかれたのちょっと見たんですけど、そうすると、幸か不幸か、今のRD処分場のほうのとこは一応疑似管理型みたいなでやってるということで、今後遮水を取り外すというとこまでは行けないかもしれんなとか、勝手に素人ながら思ってたんですけどね。
それと、資料を何か見ていただいたらって言うてくれてはったけども、具体的に何かここに載ってますよって教えていただくとありがたいんですけどね。勝手に調べるっていうのもちょっと大変ですし、調べんのも大変なんです、私ら知らんもんが。
　それと、ちょっと長くなってすいません。ホームページに、リニューアルされて変わってたんですけども、資料が1個、前回の6月の分増えてたんですけども、あれは何か配布とか、どっかで何かあったから載せられたんですかね。補足資料として、電気伝導度が高いのは処分場のほうでは多々あるようなことが書いてあったような資料を2ページやったかな、載ってたんですけど、どっか他のとこで出さはった資料かなとか。ここではもらってないですね、確か。

主幹：そうですね。当日、配布資料としては配らせてはいただかなかったんですけれども、ご質問があったときに、この前回の開催結果の取りまとめというところでいきますと、④のところでこちらのスクリーンに示させていただいて説明をさせていただきました。

住民：あこへ付けてもうたやつですか。

主幹：そうです。ホームページにも、当日の使用した資料というところで、掲載すべきと思っておりますので、後日、掲載をさせていただいたというところなります。

住民：ほんとですか。

主幹：はい。

住民：よう覚えてなかった。

主幹：日吉が丘さんがちょっとおっしゃられた、全てのご質問にお答えできるかというところでもあるんですけれど、まず1点目のところで有機物の話をしていただいたと思うんです、有機物の下流側の地下水の。

住民：はいはい。

主幹：これについては、毎回、アドバイザーの先生方にこの定期的なモニタリングの結果等、説明を共有させていただいてるんですけれども、その中でも下流側の地下水については、他の地下水と比べても有機物はちょっと高めだねというところでおっしゃっていただいてるところがございます。あと。

住民：ちょっとよう分からん。高め。

主幹：そうですね。一般的な地下水と比べると、やはりCODとか、CODというのは有機物の指標の一つというところなるんですけれども、他の地下水と比べても高いというふうにおっしゃっていただいてるところです。No.1のところですね。

住民：でも。

主幹：そこも含めて下流側全体的に上流側と比べても、やはり遮水をする前の影響もあって、少しCODが高めで出ていますねというところはおっしゃっていただいてるところです。

住民：だけど、BODがだいぶ低くなってるとか書いてましたけど。

主幹：そうですね。BODは下がっていますけど。

住民：それの範囲、量がやっぱりその。

主幹：上流側と比較すると、少し高めですね。

住民：PFASを調べるのには影響がありますか。

主幹：PFASと比較して有機物の濃度は高くないとは言えないと思います。あともう一つおっしゃっていただいたのが、遮水の関係ですけれども、前回、この④で示させていただいたとおり、1,4-ジオキサンですね。1,4-ジオキサン、こちらの前回の開催結果の取りまとめ④に書かせていただいてるところなんですけれども、旧処分場由来で分かりやすいのが1,4-ジオ

キサンというところで、それについては下流側でいうとKs3層は徐々に下がって不検出というところと、Ks2層も下流側4地点、遮水壁の効果のあるKs3層と同じレベルまで下がってきているというところ。

1,4-ジオキサン以外にも水環境中の塩類のところでいいますと、塩化物イオンということになるんですけれども、そちらでいいましてもKs3層と同じレベルまでKs2層落ちてきているというところですので、そこで確認するところでいうと、遮水は効いてるというところでもありますし、今年8月にアドバイザーの先生方にも再度ご確認をいただきましたけれども、遮水は効いているというところで、梶山先生と樋口先生にも再度念のため確認をいただいてるところです。

住民：遮水は効いているっていうことですけど、私がちょっと気にして、心配したのは、八百なにがしかのPFASが出てるいうことが、そういう恐れがあるんじゃないかなと言うて申し上げたんですけども。

主幹：そうですね。PFASが対策工事実施前から測っている項目ではないので、そこら辺は評価ができない。だから、その対策の効果を見ていくためには、実際、対策工事前から測っているジオキサンだったり、塩化物イオンであったり、そういう項目で見ていかないと、遮水の効果というのは分かってこないというところなので、前回、④のところでジオキサンと塩化物イオンの項目で評価をさせていただいたというところでございます。

住民：ちょっとそれにきちっと名前は出しませんけど、もう随分昔なんですけども、2013年の第3回のこの会議ときに、私がちょっと申し上げたことがあるんで、ちょっと議事録も調べて思い出したんですけど、あんとき、1,4-ジオキサンがちょっと前に環境基準項目に入ったんですね。その時に、参与が日吉が丘の自治会のほうに「お話や」言うて来てくれはって、そのときに「ジオキサンとか、こんなんが入ってきて、これから増えていくこともあると思うんですけど、どうお考えですか」って聞いたら、そんときは、1,4-ジオキサンのことについて細かく話してくれはったんですけども、「いやいや、そやなくて、こういうものが将来出てきたときに、どう考えるんですか」と、「だから、とれるもんはとったほうがええんじゃないんですか」って私言うたんですよ。

その結果、ちょっともう言いっ放しやったんですけど、参与は1,4-ジオキサンとそのことについてどうのこうのって、いろんなこと言ってもうたんは分かったけど、みんな飛んでますけどね。そのことを議事録にもちょっと第3回に発言したんで、その議事録にもちょっと載ってるんですけど、議事録の言い回しの記載と私が言ったことがちょっと違ったこともあったんですけど、そらわずかなことですけど、そういうふうな

ことで今現在、何か私が前にちょっと心配してたことが現在出てきてるじゃないかなと。

しかも、これRDだけやなくて、全国的にいろんなことで問題なりそうな話で、それと、あのとき既にもう2013年ですから、PFASなんかがアメリカのほうではもう問題になってて、多分こっちのほうにも聞く人は聞いてはったんでないかなと思うんですけど、それでもやっぱりそういうリスクがあるいうことを知りながらもできなかったと。

たまたまちょっと今日新聞見て、今日か昨日かな、新聞見てたら何か薬害エイズ30年たちましたと。あのときも非加熱製剤をずっと製薬会社が作り続けて、記憶してた。アメリカでは分かってたけども、アメリカのどっかちょっと忘れましたけど、日本はそのままずっと流してたっていうようなこともあって、今もやっぱり早めに何らかの対策をするっていう動きを取ったほうがええんじゃないかなと思うんですけど、これで取らなかって、あと何かが起きたときに、これはという話にもなりますし、これも行政とか住民とかじゃなくて、みんなが考えていかなあかんことやと思うんですよ。

ですから、今、どういうふうに調べるということは決まってないのかもしれませんけども、やっぱり早く調べんと、調べて取りあえず今の現状はどうなんかと。不確かやと思うと言うてるよりも、その個人で調べたやつが、こんなんが出てるということをどういうふうに考えるんかと。こら大変やと。ちょっといろんな範囲で調べるところは調べようじゃないかって調べるんか、それとも、今はこういうことで調べられんけども、こういう結果出てるんで、これから注視していきますいうことを表明するんか、何か、あれ、とらんといかんのじゃないでしょうかね。

主査：すいません。PFASに関しまして、先ほど分析方法で通知法、公共用水域とかの測定方法のお話をいただいたかなと思います。あと、他にも水道法の方法っていうのと、あと、またISO、国際基準に基づく方法とかがありまして、それぞれでちょっと前処理の方法とかが異なるような形になっておりまして、それぞれの測るものの性状に合わせて前処理とかを選んで、適切に測定をするっていうのが必要なところかなっていうふうに考えておりまして、一定ちょっとそのあたりを整理させていただきまして、実際に今もRDの下流地下水とかに合った方法っていうのを調査、検討させていただきまして、一応そこのあたりが整理ができてきたら実際に測定っていうのをさせていただこうというふうな形で今研究というか、を進めさせていただいてるという状況でございます。

住民：すいません。いいですか。

司会：すいません。ちょっとお時間のほうが結構押しておりますので、最後お

1人だけにさせていただいてもよろしいでしょうか。赤坂自治会さん。

住民：いいですか。ちょっと場所は違うけれども、湖南市の下田の茶釜川の出ましたね。このとき、59という値が出た。県はすぐに調べられた。ほして、上流域で270出ましたね。早い段階でしたよね、私らから見たら。そら、実は私も元々は下田出身で、その場所に私も田んぼがあったんです、湖南工業団地に提供したんですけど。だから、あの場所はきれいであってほしいって思ってます。やはりふるさとですし、私にとっては湖南市は、あこ宝の土地やったんです。一番の宝でした、私にとっては。だから、その意味からも対策はちゃんとしてほしいと思います。
だけど、RDは、じゃあいいのか。こっちはこんだけ対策早いですけど、RDはほったらかしやないですか。その差は何でって思いますよ。向こうみたいにやってください、もっと早く。今は、やりますという話でしたんで、やっと私もほっとしましたし、できるだけ早くやっていただいたい。ほして、もし何やったら私らでも立ち会いさせていただけるもんなら行きますんで、よろしくお願いします。

司会：ご質問いただいてるところ、恐れ入りますが、会場の使用時間の都合上、いったん質疑のほうを中断しまして、先に議事2の説明をさせていただき、その後、お時間ありましたら、ただ今の質疑の続きをお願いいたします。
　恐れ入りますが、ただ今から、議事2の令和8年度第1回モニタリング調査結果について説明いたします。

主査：すいません。それでは資料2に基づきまして、廣瀬のほうから令和8年度第1回モニタリング調査結果についてという形で、ご報告のほうをさせていただければと思います。
　まず調査地点についてでございますけれども、前回と同様、RDの処分場の周辺の地下水を中心として調査実施をしております。また年度当初の調査ということで、経堂池についても併せて調査を実施させていただいております。調査日としましては、令和8年の5月の27日の1日で全て採水をさせていただいているところです。
　早速、結果のほうでございますけれども、3ページ目、浸透水でございます。こちらのほう、近年特に大きな変化はなく、基準値以下という状態が続いているという結果でございました。
　続きまして、4ページ目のほう見ていただきますと、側面側の帯水層でございます、Ks3層の地下水でございます。こちらも前回同様という形なってしまうんですけれども、H26-S2(2)のほうで、ほう素が環境基準を超過し、基準の1.5倍というところで引き続き超過している状況が続いているというところでございます。こちらに関しましては、従来か

らの状況が継続しているところでございますので、継続して注視、監視していく必要があるというふうに考えてございます。

5ページ目いっていただきまして、底面側の帯水層でございます。Ks2層の上流側でございますけれども、まずはH24-7のひ素とH26-S2のひ素、こちらのほうの環境基準超過は今回も確認されてございますけれども、こっち、以前、これまでからも説明のほうさせていただいておりますとおり、自然由来というふうに考えとるところでございます。また鉛が環境基準を超える値で検出されておりますNo.1-1でございますけれども、こちらに関しまして、ちょっと水位不足でサンプリングができなかったというところもございまして、今回、欠測とさせていただいております。こちらに関しましては、一番最後のページのほうで現在井戸の状況とか、ここ最近の水位の変動について説明を追加でさせてもらおうと思っております。

6ページ目いっていただきまして、Ks2層の下流側でございます。こちら、No.3-1でひ素が今回も基準超過しております。前回からもちょっと値が上がってしまったというような状況なんですけれども、これまで自然由来とか地質由来の場合は、ひ素と一緒に鉄が同時に溶け出すということをお話をさせていただいております。グラフ等で今回お示しはできてないですけれども、今回もひ素の上昇に合わせて鉄も上昇しておるというのが確認できておりますので、基本的には自然に起因するものというふうな評価をしてございますけれども、この点に関しまして、今後も引き続き注視をしていきたいなというふうに考えておるところでございます。

次のページ行っていただきまして、洪水調整池の表流水というので、こちらもpHのほうが環境基準を超過してございます。ただ、電気伝導度とか他の項目におきましては大きな変化はなく、あと、調整池自体に藻類、水草とかプランクトンとか、そういったものが池に大量に発生しているというような状況がございましたので、廃棄物による影響というのではなくて、やはり洪水調整池中での植物の光合成による影響で、自然的なものでpHだけちょっと上がったというような状況だと今回は考えているところでございます。

最後に表流水の経堂池のほうでございますけれども、こちらに関しましては、CODが要望値としていただいております農業用水基準を超えたというような結果でございました。ここに関しましては、原因考察っていうのが、このRDの処分場の洪水調整池の水も当然入っておりますけれども、それ以外にも雨水等も入っておる地点でございまして、また、CODということで、経堂池内の水草とか周辺の草木、そういったものの影響も受けるところもございます。そういったところもありまして、なかなか原因をこれだというのを特定するのは難しいっていうような状況ございますけれども、ちょっとサンプリング当時の様子というところで

これまで大きな違いございましたので、様子を見ていただけたらなというふうに思ってございます。

次のページ行っていただきますと、当日の採水の様子というのをお示させていただいておりますけれども、ここ数年は、従来と書いてあるほうを見ていただきますといいんですけれども、導水路の、水路のところでいつもサンプリングをさせていただいてたんですけれども、今回、栗東市さまのほうが経堂池の形状の調査をされるということがあったようで、水をガッと抜かれたところがありまして、水位が一気に80センチぐらい通常より下がっていたという関係もありまして、導水路のいつも採ってるところで採れなかった。急きょ胴長着て、中に入っていっていただいて、いつもどおりポンプで採水するという形を取らせていただいた関係から、ちょっと底泥を巻き上げたりとかする部分がございまして、COD等、ちょっとグラフ等はないんですけれども、SS分がかなり高い値となったこともございまして、こういったところ底泥の影響を受けたことがCODってのも上がった原因の一因ではないかというふうに考えてございます。

次行っていただきまして、9ページ目のところが結果の一覧というところでございますんで、また確認をしていただければなと思うんですけれども、この表の真ん中ぐらい、No.1の地点ございます。こちらに関しまして、ちょっとSSとダイオキシン類っていうのが基準値未満ではございますけれども、ちょっと高い値というふうになっております。これにつきましては、昨年末に行いました井戸洗浄以降、井戸の孔内にシルト成分が流入してきているという状況が続いておりました。揮発性の有機化合物、油みたいなものでございますけれども、こういったものが定量下限値未満であるというところと、SS分がグッと上がっているのとともにダイオキシンだけ、他の項目は変化ないという状況で、そういった2項目だけ特異的に上昇しているところもありまして、今回検出されましたダイオキシン類につきましては、シルトのSS分に付着するような形で、井戸洗浄によりイレギュラーな形で井戸の孔内に入ってきたものを、サンプリングの際に一緒に採ってしまったという形で、値が上がったものっていうふうに考えておるところでございます。一応ダイオキシン類につきましては、組成の解析をすることによって起源の推定というのが可能でございまして、確認をさせていただきましたところ、廃棄物の焼却灰とかPCB廃棄物などの廃棄物に由来するものではなかったことを併せて報告をさせていただきたいなと思っております。

またNo.1の井戸につきましては、毎月水位と水質のモニタリング調査をさせていただいている地点でもございまして、濁りの状況とかを毎月見ることが可能なんですけれども、なので、見ておりますと、6月以降っていうのはシルトの流入は収まっておりまして、濁りも改善してる状況が確認できております。

また、速報になるんですけれども、分析業者のほう、「ちょっと状況どうかなって教えてください」って形で、「7月28日に実施しました第2回目の調査のところの結果、どんな感じですか」っていうお話をさせていただいておりますと、「10分の1程度まで下がっているよ」って話をいただいておりまして、いつも、これまでと同様ぐらいの数値まで戻っている状況ってのは一定確認をさせていただいておりますので、ちょっと井戸洗浄の影響でシルトが入ってきてしまった影響で、ちょっと今回高い値になっているというところで思っているところでございます。その他につきましては、先ほど申し上げました項目以外に関しましては、基準超過の項目はなしというような状況になっております。

10ページ目のほうが、敷地境界のガス調査結果ということでございまして、こちらに関しましても地下水と同じ日、5月27日に空気のほう採取させていただいております。東西南北全てで、硫化水素は不検出という状況が継続していたというところでございます。

最後になりますけれども、No.1-1の井戸の状況について、簡単ではございますけれども、説明をさせていただけたらなというところでございます。令和4年の10月ごろに測定機器と重りというのが孔内閉塞したものでございまして、閉塞部分に関しましては、標高ベースで127.3メーター付近という形で確認をできております。その後、複数回機器等の撤去を試みたところでございますけれども、ちょっと失敗をしまして、令和6年の1月に、機器をつっていたワイヤーの切断っていうのと継手の損傷っていうのが起きております。その際に、井戸の崩壊を防ぐために保護管を入れさせていただいたというのが、今の井戸の状況というふうになってございます。

また、No.1-1の水位の変動に関しましては、グラフのほうの青い点がNo.1-1の水位の変動になっておるんですけれども、1の機器が閉塞する以降は、一応標高ベースで128メートルを超える水位でずっと変動していたんですけれども、前回、令和7年度第4回目の調査のときに初めて128メートルを下回りまして、今回はさらに水位が低下しまして、127.7程度ぐらいまで落ちていたということでございます。そのため、ポンプを入れて、機器の閉塞部分のほぼ当たるような形のところまでポンプを下ろして採水を行ったんですけれども、500ミリリットル程度水が採れたのみで、その後、水が上がってこないって状況になってしまいましたので、令和8年の第1回目の調査としましては、欠測扱いとさせていただいております。7月に実施しました調査、令和8年第2回目の調査では、梅雨時期の降雨により水位も回復しておりまして、無事採水が行えましたこと、併せてご報告させていただけたらなと思っております。

今、井戸の閉塞を解消しないと鉛の関係だったり、水位の低下によって欠測が生じてしまう恐れがございますので、井戸洗浄の業者さん等とも相談させていただきまして、撤去等、どのようなことができるのかを

調査、検討しまして、対処をしていきたいというふうに考えておるところでございます。
　資料2につきましては、以上となります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい、栗東ニューハイツさん。

住民：栗東市さんにお伺いしたいんですけども、経堂池のこと。ホースパークの一角になるというふうに理解してるんですが、そのスケジュールはどうなってるのかということです。それと、これは県のほうにもお聞かせ願いたいんですけども、その後、ここの池の水は農業用水としても継続的に使うんでしょうか。もし使わなかった場合、今、農業用水基準が適用されて調査してますけれども、いわゆる公園の池というものはどういう基準で調べるんでしょうか、一般的に。それ教えてください。

司会：栗東市さん。

（栗東市）：はい。栗東市です。ホースパークにつきましては、まだサウンディングで業者を選定してる最中なんですけど、小野自治会さんと経堂池を売却するというようなお話で進んでるって話は聞いておるところで、地元としても農業用水ではもう使われないという話を聞いてますんで、そういったことで利用していくと。
　具体的には池そのもの埋めるという案も一つ出ておるところでございまして、そういった声も上がってるということにつきましては、ホースパークの推進事業課のほうから県のほうにはご連絡させていただいてるような状況でございます。

住民：まだ所有権の移転は終わってない。いつごろ終わるんですか。

（栗東市）：すいません。まだ小野自治会さんと了解は得られたというところで私聞いておるところで、具体的にいつなのかってのは、まだ聞いておらないと。

主査：すいません。公園の中のため池って扱いなるんであれば、基本的には公共用水域の基準っていうのを照らす形になるのかなっていうところと思います。なので、ただ、さまざまな要素とかが入ってくる地点でもございますので、RDのほうの表流水みたいなものの評価としましては、洪水調整池のほうで一定評価をさせていただければ、今後はしていくのかなと思います。

住民：ちょっと基準が変更というのは、その所有権が移転したという段階から変わると。

主査：そうですね。おっしゃるとおりだと思います。その利用用途が、その所有権が多分変わることによって変更になるということであれば、それに合った基準に移り変わる。

住民：分かりました。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。お時間押してますので、日吉が丘さんで最後とさせていただきます。

住民：ありがとう。随分ちょっと前のことなんですけど、平成22年に採水方法が変わってまして、そこから検出の量がガクッと減ってると。それを説明を書いてくれと、これも2013年かな、に言って、「こちらのほうもこうこう、こうこう、こういう理由で減ってます」と。「ほな、それちょっと書いてください」と言うて書いてあったのが、37回から消えたんですわ、書面開催のときから。それずっと書いてないんですけどね。

ここの基準も平成24年から、例えば今回のやつも24年から後は書いてるけど、それ以前のものはここには載ってないと。表面上はみんな知らないということになってるんで、何か昔はたくさん出てたけども、そういう採水方法が変わって、その方法が変わったっていうのは前もここで私、何回か話してるんで、それは正しいんですと聞いたけども、正しく、正しくないっていうのはあるけども、出てたのは確かで、あるんじゃないかという疑念がありますというふうに言うてたんでね。あの説明をちょっと復活させてもらえないかなと思いまして。

主幹：分かりました。以前、平成23年度に採水方法変えたというところは私も承知をしておりますので、またそういうご意見、日吉が丘さんからご意見いただいたことを承知しておるので、どこに載せるかというと、ちょっと中で検討させていただきたいと思います。

司会：すいません。ご質問いただいているところ恐れ入りますが、お時間のほう少し押しておりますので、いったん質疑のほう中断しまして、先に議題3のほうに進めさせていただきます。

続きまして議事3、維持管理の状況について説明いたします。

主査：それでは、維持管理の状況について私のほうから説明させていただきます。

まずこちら、ドローンで撮影したものがありまして、8月20日が撮影

日となっております。構造物の関係につきましては、特にこの間異常なく、良好に維持できているというところでございます。

次のページへ行きまして、こちらもドローンを別角度の撮影ということになっております。

続きまして、次のページから場内の様子ということになっております。特に変わった様子はないんですけども、このような状態なっております。

続きまして、こちらも場外の様子なんですけども、現在このような状況なっております。

次に、場内の調整池の様子になるんですけども、こちら毎年のことなんですけども、調整池の呑み口ところに草が絡み付いている状況がありました。こちらのほう撤去させていただきまして、少し前の状況がこちらきれいなってる状況で、今はちょっとまた草のほうが付いてきているというところではございますが、いったんちょっと掃除のほうはさせていただいたというところでございます。

次に行きまして、こちらの一番天端の平面部の状況でございます。少し草が生えてきているというところで、除草のほうも適宜入っていきたいというふうに考えております。構造物の関係につきましては以上でございます。

主査：すいません。それでは引き続きまして、水処理施設のほうの管理状況についてご説明させていただきます。

令和8年の4月から6月というところでは、大きなトラブルはなく運転ができたというところでございます。今、見ていただいておるのが5月のときにやって、採水をさせていただいたときの写真と、あと、汚泥の貯留槽のところからたまった汚泥を脱水させていただいたときの脱水汚泥の写真になります。脱水汚泥につきまして、大体3カ月分の汚泥をちょっと絞らせてもらってというところで、大体30キロぐらいしかたまっていなかったというふうな状況で、水処理方法の見直しに伴い、そういう脱水汚泥の量ってのが減っていることが確認できてるところございます。

いつもお聞きいただいてる処理状況とかになりますけれども、この4月から6月の処理水量としましては、日平均で約44立方メートルというところでした。6月は降水量が比べていただくと多いのかなというところを見ていただけるかなと思うんですけれども、それで日平均で約56立方メートルというところで、例年の梅雨時期の処理水量と大きくは変わらないような状況でございました。

原水、処理水ともに計画の処理水質の超過はなしという状況がございまして、また詳細な調査結果につきましては、次のページに掲載させていただいておりますけれども、主要な項目としまして、ここに示させていただいてる、いつも示させていただいてるSSとCODのほうなりますけ

れども、原水におきまして前回連絡協議会のほうではお示しさせていただいた、ちょっとSSも上昇していたというような状況がありましたってところお話をさせていただいてたかなと思うんですけれども、今回水質調査していただいた関係では、SSは低い値に戻っているというところで、前回の分析値については、ちょっと長年たまってた泥を偶発的にサンプリングときに取ってしまった関係で、ちょっとSSが上がってしまったというところが今回確認できたのかなというふうに考えておるところでございます。

資料3につきましては、以上となります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。ご質問、ご意見等よろしかったでしょうか。ご質問、ご意見等ございませんので、次の議事に進めさせていただきますが、ここで5分間の休憩をいただきます。8時25分に再開いたしますので、それまで休憩のほうお願いいたします。

（01：17：26～01：24：41・休憩）

司会：すいません。そろそろお時間になりますので、議事のほう再開させていただきたいと思います。

それでは議事4、その他ですが、初めに対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等について説明いたします。

主査：はい。では、モニタリングの見直しに関しまして、ご説明のほうさせていただきたいと思います。少し資料のほう戻っていただきまして、資料1のほうご覧いただきたいなというところなんですけれども、前回、今後のモニタリング等に関しましていただきました意見としましては、最下流のK-1の地点での測定回数を年4回にしてほしいというところと、平成10年深掘り穴の水位測定に関して、年4回実施してほしいという2点をいただいたというふうに考えております。

資料4のほうが、前回、ご提示しておりました有効性の確認後の周辺環境モニタリング等について、最終案というものをこの前回の協議会の場でいただきましたご意見を踏まえまして、リバイスをさせていただいたものになっております。なお、現在の、前回の資料の中で現在の周辺環境モニタリング等の位置付けとか、その後の経緯等をお示ししたスライドというのがあったんですけども、今回、ちょっとそのスライドだけ割愛をさせていただいておるところでございます。

前回いただきました意見の中の1番目のところ、どういうふうに反映させたのかというところでございますけれども、K-1での測定回数についてでございます。これに関しては、別紙の2のほう見ていただけたら

なというところでございます。

すいません。別紙の2のほう見ていただきますと、前回ご意見をいただきまして、K-1のところ、ほう素とか1,4-ジオキサンとか、そういったものに関しまして、No.1と同じような形で4回測らせていただくという形で修正のほうさせていただいておるところでございます。

あと、No.1の井戸のところで、今回説明させていただいたダイオキシン類、若干井戸の状態がちょっと不安定なところもございまして、どうなるかというところもあるので、一応これまで測定をしない形にしていたんですけれども、そういう状況もありますので、1回はさせていただいたほうがいいのかなというところで、1回復活させていただいておるところでございます。

続きまして、2番目のほうでいただきました平成10年の深掘り穴について、県職員のほうで測ってほしいという意見をいただいたところでございますけれども、こちらのほうに関しましては、資料の4のほうの10ページ目のところになりますけれども、浸透水等の水位調査のところお示しさせていただいておるところでございます。

この部分の黒四角の4番目のところでございます。ここに一応平成10年の深掘り穴については年4回、県職員のほうで実施させていただくということで追記をさせていただいておるところでございます。ただ、C1地点に関しまして、前回は年4回、県職員のほうがっていうお話をさせていただいてたんですけれども、これまで常時測定をさせていただいてるところもございましたんで、引き続きC1地点に関しましては、常時モニタリングという形でさせていただこうかなというところで、そこの部分に関しましても今回修正をさせていただいておるところでございます。

この部分を直させていただいた形のまとめとしまして、11ページ目のほうにお示しをさせていただいておるのが、見直し後の調査の内容という形になります。昨年度から、この連絡協議会の場でご意見をいただきながら修正等させていただきまして、今回、モニタリング計画という形で最終版っていうのを作成させていただいたところかなと考えておりまして、来年度以降からは、このモニタリング計画を基本としまして調査をさせていただこうというふうに考えておるところでございます。

また、平時のモニタリングというとこもございますので、緊急事態とか、追加の必要なものとかがありましたら、必要な調査を行っていくという県の立ち位置ってのは変わらないというところも最後になお書きではございますが、追記させていただいておるところで、この形で平素はやっていきたいなというところで考えとるところでございます。

資料4の関係につきましては、これで以上になります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。栗東ニューハイツさん。

住民：先ほどの質問の延長になるんですけれども、来年度から経堂池の表流水は対象外になりますよね、調査と。栗東市さんに改めてお聞きしたいんですが、経堂池は今後調査するつもりはあるんでしょうか。特にさっきPFASの話が出てたけども、ストックされた影響が経堂池にあるかないかということは調べるべきではないかなと思うんですが、いかがですか。

（栗東市）：モニタリングそのものを市がするという。

住民：そうです。県がやらないんだったら、所有者である栗東市の責任になるでしょ。

（栗東市）：その水を使う使わないという話があった場合には、する可能性があるという話は聞いてますけれども、池の水そのものを使わなければ調査しないという方向にもなろうかという声は聞いておるところでございます。

住民：ただ、公園内の池だから、それが安全なものかどうかってことは設置者である市がしっかり管理すべき問題なんじゃないですか。ましてや、その処分場からの流出した水がそこたまっているって過去はあるわけだから、先ほど赤坂の方が心配しておられたように、あそこにもPFASの影響が残ってるという可能性はありますよね。それを無視して、使わないんだからいいんだって言っていいんでしょうか。

（栗東市）：ホースパーク推進課のほうに話をしましたら、そういう意見が出てきて、あと、池自体も、今、案ですけど、全部埋めてしまうという話もありますので、池そのもの使わないという考え方もありますんで、その辺は今度事業選定していく中で、事業者がそういう計画を持たれてたら埋めるという案も出てくるということも含んでおります。

今、ちょっと答弁の場をいただいたんですけど、K-1のほうも昨年の1月でしたっけ、の連絡会のときにもありましたが、ホースパークの調整池が一番下に当たりますので、K-1自体はちょうど調整池の真ん中に入ってしまうんで、もし調査が必要であれば、近所のところでもう一回調査位置を変えていただくような形の協力はさせてもらえるというような話は聞いておるところでございます。

住民：なるべく早く、どうなるか教えてください。よろしくお願いします。

（栗東市）：はい。私のほうも情報つかまさせていただければ、また、次回11

月ですね。11月とか年明け、そういうところで、なるだけ早く、そういう情報つかめましたらご説明させていただきます。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい、日吉が丘さん。

住民：ちょっとさっきのまたPFASの話なるんですけど、以前はそういう検査方法がなかったからやってませんと。今回、私的にやったら出ましたと。そしたら、今度どうするのかということで、ひょっとしたらモニタリングの項目に入れるとか、何か継続的なこと調べる必要もあるんかなと思ったんですけど、ほたら、ご検討願いたいなと思います。以上です。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい、赤坂さん。

住民：今、水処理施設で出してる水にはPFASは測ってないですよね。てことは、それは大丈夫なんでしょうか。大丈夫って言えますか。そこはちょっともしてないし。

主査：大丈夫かどうかと言われると一応その浸透水、水処理施設で流してるものに関しては、基本的には下水投入してるっていうところがあるので、一応周辺には漏れ出ていないというか、そういう意味合いはあるかなと思いますけれども。

住民：下水で結局、じゃ、その下水はまた処理できるとかって、それはやっぱり今みたいに日本中、そこら中この問題大変なことやなって言うわけで、環境省が頭悩ましてるぐらい、今日電話したんですね、環境省。かなり頭悩ましてるような感じで、まだどうするか対策はっきり調べてないんでという状態。そういうことで、今、水を放出してる。その水が本当に大丈夫なのか。やはりそれも調べるべきじゃないですか、他のトリクロロとか出てない、あんなん恐らくまずまず出てこないってそれが増えてくることはまずまずない。だから、ものによっては、そういうとこを減らしてでも、それを増やすという、きちっと検討していったほうがいいのではないでしょうか。

主査：ちょっと現状としましては、今、〇〇さんがおっしゃられたように国のほうでもちょっと頭を悩まされているというところあるかなというところで、廃棄物処理法でも、やはりまだ有機フッ素化合物に関して、その基準とか、それにどういう方法で測るかいうところがやはりまだ決まっていないということはどうしてもありまして、たちまちどういうふうに測るのがいいのかってところもやはり分析方法さまざまある状況もありますので、そのあたりに関しましては調査、研究のほうさせていただく

っていうのが現状になってしまうのかなというところあるのかなと思っております。

あと、すいません。おっしゃっていただいたところで項目ですね。今後上がってこない、削ってもっていうお話をいただいたところあるんですけども、一応計画の処理水質ってところで項目とかも定めていたりするところございますので、その項目を削るっていうのはちょっと難しいところあるのかなというふうには考えるところでございます。

住民：そんなら他でいろいろ削るんなら、資金的には十分できますよね。こちらで相当削ってますよ。だから、あれ、それは削っているじゃないと思いますよ。私、はっきり言いますわ、参与、あんまり私、いいように見てないんで、あなたの意見、あんまり、はっきり言って聞きたくない。やっぱ後々、問題ならない、ちょっとでもそういうの住民になって考えて、やっていくべきやと思いますよ、私らが言うべきではなくて。これは、こういう問題は県自体がどんなんであるか、心配だな思わんかった。そっちのほうおかしいな思うわ。私なんか言わないでもやるべきやと思いますよ。まあ検討してください。

主査：はい。意見として承らせていただきまして、ちょっと状況とかも見させていただいて検討させていただきたいなというふうに思います。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、いったん次のほうに進めさせていただきまして、続きまして、対策工事の有効性の確認後の意見交換のあり方について説明いたします。

主事：それでは、資料5、対策工事の有効性の確認後の意見交換のあり方について説明させていただきます。

上から順にご説明させていただきます。旧RD最終処分場有害物質調査検討委員会というものが過去にございました。こちらの中で、小野委員、樋口委員、梶山委員の3名の委員から対策工事に関して周辺自治会の住民の方と行政が話し合う場をつくっておく必要があるというご意見があり、周辺自治会の皆さんとの話し合い、連絡協議会が始まる前にこの自治会の皆さんと話し合いをする場としてございましたこの話し合いの中で、意見交換の考え方について協議し、この話し合いが、同じような形でこの連絡協議会を開催するというようなことになったという経緯が、この連絡協議会にはございます。

続きまして、この協議会はどういったことを議論する場なのかというところ改めて見ていきますと、連絡協議会設置要綱第1条で、二次対策工事の具体的方法、工事の実施期間の掘削等による周辺環境への影響確

認、こちらモニタリングです。続きまして、一次、二次対策工事の有効性の確認、その他二次対策工事に起因する問題と、こういったところについて意見交換をする場でございます。

令和7年度末までの周辺環境モニタリング等の結果を踏まえて、対策工事の有効性を確認することとしているところでございます。

ただ、対策工事の有効性が確認された後におきましても、県は旧処分場の土地所有者責任に基づいてモニタリングや維持管理を継続していくという予定をしている状況でございます。

こういったことを踏まえますと、対策工事の有効性の確認後に関しましては、連絡協議会は設置目的を一定終えるというところでございますけれども、今後の意見交換をどのようにするかというところに関しましては、検討する必要があるという状況でございます。

次のページに行っていただきまして、意見交換の内容について見ていきます。

二次対策工事に関しましては、有効性の確認後、新たな議論が必要な事項はなくなるという見込みでございますが、この表の2点目、3点目、4点目のモニタリング、浸透水の揚水処理、処分場の維持管理に関しましては、管理責任に基づきまして引き続き実施をしていくという必要がある状況でございます。次の有効性の確認につきましては、有効性の確認後は新たな議論が必要な事項というものではなくなるというところでございます。その他として、これまで連絡協議会ですと、アーカイブだったり、旧処分場の県有地化、こちらについても議論がございました。そのような取り組みをしてきた内容についても意見交換をしてきましたが、今後につきましては、新たに意見交換が必要なトピックが出てきた段階で、必要に応じて意見交換をするものというところで考えている状況でございます。

今後の意見交換のあり方についてというところですけども、先ほどの表で確認しましたとおり、モニタリング、浸透水の揚水処理、維持管理、この3点とその他に必要な形、必要に応じて意見交換を行うというところです。

次のページに移ります。今後の意見交換の案としましては、現在は年4回、連絡協議会行っておりまして、11月の連絡協議会の後に跡地利用協議会を行っておりますが、来年度以降の案としましては、跡地利用協議会を年2回に増やしまして、その中、1部で跡地利用に関しての協議、その後に2部でモニタリング、維持管理状況についての説明会を行うという形で案として考えております。開催時期につきましては、9月と2月の2回というところ考えております。

跡地利用協議につきましては、協議内容、構成員ともに従来どおりというところですが、2部の説明会については自由参加という形で開催したいと考えております。2部の説明会は、先ほどもご説明させていただ

いた、土地所有者の責任としてのモニタリング調査、浸透水の揚水処理、維持管理の状況の3つについて意見交換をさせていただきたいと考えております。

4つ目のその他旧処分場に関わる事項に関しましては、意見交換で必要になった場合には、必要に応じて意見交換をさせていただく予定で考えております。イメージとしましては、1部の跡地利用協議会つきましては、今までどおり皆さんに参加していただき、その後の2部の維持管理状況等の説明会ついては、参加をご希望の方はそのまま参加していただくというような考え方です。

対面での説明会数は減りますが、従来どおり、モニタリング結果等につきましては、県のホームページ等で情報発信をしていくというところでございます。

次のスライドに進みます。1部は跡地利用協議、2部ではモニタリング、維持管理状況等の説明させていただくというところですけれども、令和7年の4回目の連絡協議会ではアンケートを実施いただきました。

アンケートの結果としては、ほとんど全ての項目に回答いただいておるような形でして、ここでは、今回提示させていただいた案に対応している意見を挙げさせていただきますと、開催形態については、説明会形式を希望するとの声がありましたので、跡地利用協議会の後に説明会形式で維持管理の状況等を報告するという形でさせていただきました。

また、アンケートの、自治会長さんの負担に関するアンケート中のご意見もありましたので、2部制とすることによって、2部のモニタリング、維持管理の状況の説明を自由参加とすることで、自治会長さんの負担を一定減らさせていただくということです。

跡地利用についてより議論したいというご意見もありましたので、跡地利用協議会つきましては、年1回から2回へ増やさせていただくというところでございます。

次のスライドに行きまして、今後の検討の流れとしましては、本日のご説明は案として表示したものですので、こちらに対してご意見をいただきたいというふうに考えております。なお、持ち帰って検討していただいた結果、ご意見がありましたら、資料に記載のメールアドレス宛てにお知らせいただきたいというふうに考えております。

今後のスケジュールに関しましては、本日、案を提示させていただきまして、意見交換をさせていただきまして、11月の協議会では最終案を提示させていただき、2月の連絡協議会で開催計画を確定させていただきたいというふうに考えております。来年度からは、連絡協議会を終了しまして、新たな開催形態で進めさせていただきたいというところでございます。

現状の案を反映しますと、来年度第1回につきましては令和9年9月ごろに、1部に跡地利用協議会、2部で維持管理、モニタリング等の意見交

換を実施させていただく予定となります。
　有効性確認後の意見交換つきましては、ご説明は以上になります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい、栗東ニューハイツさん。

住民：1点だけ確認なんですけども、2部で開かれるモニタリング、維持管理状況の説明会は参加は自由とするとなってますけれども、栗東市さんがいなくなるということは考えなくてもいいですね。

（栗東市）：引き続き参加させていただきます。

住民：はい。それだけ確認したかっただけです。

司会：他に、赤坂さん。

住民：赤坂、〇〇です。よろしいでしょうか。全体の感想なんですけれども、確かに地下水の測定からですね全体を評価することによって対策工事の評価をしながら一定、次のステップへ進もうという県さんの意図は分かるんですが、全体的にはこれまでの対策行動から一気に土地の管理とか、活用モードに移行する、そういうニュアンスを受け取るんですね。
　私としては、元々RDの処分場自体は管理型ではなくて、安定型で設置されたはずですよね。対策として、管理型の機能を加味して対策をしたということは、全てのエリアに管理型の機能を持たした上で現状がある訳ではなくて、一部は現状のままの部分が現としてあるわけですね。
　だから、そういう意味で排水の状況が、良いから一定の基準を満たしてるから、だから対策モードから管理や利用モードに入るのは、これはちょっと理解できない部分があるのかなって気がするんでしょうね。
　一定水質が良いというのは、それは理解できるとしても、その水質は全て処分場の状況を反映したものであるかというと、決してそうではないという気がしますね。元々管理型処分場として設計されたものであれば、そのエリアの全ての影響がちゃんと浸出水なり、いろんな、あるいは浄化の機能を持った形で管理をされて、それに対して評価をされてと、処分場全体の安定性を評価されるものと思うんですけど、RDの処分場という構造はそうなってないですよね。
　だから、何が言いたいかっていうと、単なる排水の水質がクリアできているから、だから、ここの処分場は安心できる状態で全体として安定しているよというふうには決して受け取れない、そういう気がするんです。だから、一気に対策モードから管理や利用モードに変わることによってモニタリングが安全性の確認の行為が低くなって、かつ、これは絶

対にあってはならないというふうに感じるんですね。

そういう観点からいうと、今の資料の例えば3ページですけれども、前提の整理の中で、各項目で県がどうしても管理責任に基づくという表現が何カ所か出てきます。それから、二次対策工事の今後の予定の欄は、有効性の確認後は新たに議論が必要な事項はなくなる見込み。例えば、その表の下から2行目の今後の予定の中では、有効性の確認後は新たに議論が必要な事項はなくなる見込み、そういう表現なんですね。だから、これまでやってきていただいていた対策工事、モニタリング評価のそのものの議論がかなり欠落するという感じで懸念をします。

そういう意味で、ここの表現を若干ちょっと改めていただけないかなというお願いです。特に今後の予定の縦列をですね。これは今の県さんのこっちの管理責任基づくという表現は、その前提の中で趣旨のところで書いていただいてるわけですから、だから、そういう管理責任に基づくということは当然のこととした上で、今後の予定として具体的にどういう形のモニタリングなり、管理をするのかというふうな記載に改めていただくことはできないでしょうか。

例えば二次対策工事、一番上の行ですけど、有効性の確認後は新たな議論が必要な事項はなくなるというふうに、そういうことではなくて、引き続き必要なモニタリングを継続して動向を注視するとか、やるべき内容を具体的に書いていただく。そういうことによって新しい県さんの管理モードになることを背景にして、具体的なこのRDの処分場のそれぞれの項目について、どういう行為が引き続きされるのかってことがはっきり分かるような、そういう記載の仕方をしていただきたいというふうに思います。

それから、これは蛇足ですが、5ページのところで自治会長の負担軽減のために、そういう自由参加にするというふうな説明があったんですけれども、自治会長が参加するかどうかというのは各自治会の判断ですよね。それが負担だから、自由参加でやりますよ。これは議論のすり替えではないかという気がしますね。やっぱりしっかりと私自身は関係者がこういうふうに集って、現状評価をして、より良い環境になるためにそれぞれの立場でどうするかということを議論する場が普通にあって、それを説明会形式という表現ではなくて、やはり協議ですよね。お互いがそれぞれの立場で出してきたということを協議をしっかりできる場として継続をお願いしたいなというふうに思います。

だから、全体のトーンとして、やはり協議という考え方は継続していただきたいし、安全なモニタリングに基づくRDの処分場の監視、管理、モニタリングってのはしっかりと位置付けて、していただきたいというふうに思います。以上です。

管理監：どうもご意見ありがとうございます。決してモニタリングとか維持管

理というものを手を緩めようというふうな趣旨は毛頭ございません。ですので、引き続き必要な維持管理、モニタリングは継続していくというところはご理解いただければと思います。

ただ、今おっしゃったように、確かに少しそこは何か手を引こうとしているんじゃないかというふうなニュアンスでちょっと書かれているんじゃないかというふうなご意見、そこは真摯に受け止めまして、そこの表現に関しては検討させていただきたいと思います。

それと、負担の軽減というところ、われわれちょっと深く考え過ぎた部分もあったかもしれませんけれども、決して皆さんのそういうご参加を何か妨げるというような趣旨ではございません。こういう形で皆さんお集まりいただいてご意見いただける場というのは非常に貴重ですんで、そういう意味では引き続きよろしくお願いしたいと存じますし、アンケートの中では、少し負担になるというふうなご意見もあったということを踏まえて、ちょっと私どもとして考えた次第でございますので、その点はご理解いただきたいと思います。

住民：ありがとうございました。

主査：すいません。補足なんですけれども、今やっております維持管理の報告を月1回報告させていただきますことと、モニタリングにつきましても年4回お知らせさせていただいておる件につきましては、引き続きしていくということにしておりますので、こちらについてもご承知おきいただきたいと思います。以上です。

司会：はい、日吉が丘さん。

住民：議事録っていうのを作成していただいてるんですけども、連絡協議会が始まる前は、いろんな説明会とか話し合いとかいうことで、そのときも内容の概要ということで、県のほうで作っていただいてるんで、これからもいろんなこういうことがあったら、そういう議事録なり、概要なり、ちゃんと記録に残してやっていただけたらなと思います。

それと、今、跡地協議会は議事録あるんでしたっけ。

主査：アップしてるんですけども、事細かな一言一句上がってるようなものではなくて、概要という形になっております。

住民：何か簡単になっているだけですね。その辺のとこ、ある程度詳細な格好で残していただけたら流れが分かりますんで、どうしても記録せんと皆忘れてしまうと思います。すんません。

主査：検討させていただきます。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

住民：すんません。

司会：はい、栗東ニューハイツさん。

住民：有効性の確認後の意見交換のあり方とかいうように書いたはるんですけども、基本的に有効性の確認後は、このまま順調に現状が回復に向かって収束してくという前提で、今後の話としてされておられるんですよね。私も素人なんで分からないんですけども、処分場っちゅうのがまだ厳然としてある、残っていくわけですね。そこの、そこの原因が全て消えてるわけではないんで、今後、全く収束向かって順調に完全進んでいくということが確認できるんかとかいう心配もあるわけですよ。万が一、何か天変地異、こんなに自然災害、このごろ大変な状態ですから何が起きるか分からないという状況の中で、何かこういった安定しているものが崩れるということがあった場合に、この協議会を招集するというようなことが今後起こることはないんやろかということも含めて、ちょっと気になって、完全にこのままシャンシャンシャンで終わってってくれる、あとはもう模様眺めでよければ、それで何もないんですけども、そういったことも一応考えとく必要があるんじゃないかなと。何かあったときには、この形での会議を招集するとかいうことも含めといてもいいのではないかなというふうに個人的には思うんですけども、これをやってくださいとかいうことではないんですけど、そういう意見があったということで、はい、お願いします。

管理監：はい、ありがとうございます。おっしゃる通り、安定化はこれからもずっと続いていきます。ですので、今の状態をキープしていくことは当然とても大事だと思ってますので、モニタリングも維持管理しっかりやるということは、これは当然前提です。

　その上で不測の事態ですね、これは地震、あるいは風水害、いつなんどき起こるかこれは分かりません、たしかに。ですので、例えば遮水壁などに亀裂が入るとかいうふうなことも、不測の事態で起こり得る事象かと思ってますので、その辺はしっかり、万が一そういったことがあったらしっかり対策をやっていくという覚悟でおりますので、ぜひその点はご安心いただければと思います。

司会：他にご質問やご意見等ございませんでしょうか。はい、赤坂さん。

住民：ちょっとその議題と合うかどうかでちょっと分からないんですけど、先ほどのPFASのことですけども、やっぱりそこに入ってきたもんそういう感じやったら良いんですけど、畑先生、近江八幡におられる、あの方は今もPFASが出てきたのはプラスチックが分解して出てきたんではないかとおっしゃっているわけです。

そうなってくると、安定型処分場って何やと。じゃ、安定したもんではなかった、プラスチック。そうなってくると、処分場のあり方までさかのぼっていかなあかんのかっていうわけですよ。土山の今度できるか、でけへんか知りませんけど、今問題になってる、そこの処分場、じゃ、安定型やから入れてるんやいうことになるんか。じゃ、安定型からPFASが溶出してくるんじゃないかとかいうことになってくる。

ほして、またRDの処分場も、今800言うてるけど、じゃ、これもっともっと分解がすすんだら、逆にもっと上がってくるんじゃないのかいう心配も出てくるわけですね。じゃ、こっちの有効性の確認とは相反することになってくるわけで、だから、それも考えていかないと、僕らから見たら、やっぱ安心安全というところにつながってきて、ちょっと難しい問題ではあるけども、やっぱり向き合っていかないと、やっぱり人類の将来のために、やっぱ子供やら孫やらのためにおかしなもん残すわけにいかない。

だから、こういうことはやっぱ、ちょっと話違うけど、土山の処分場にも関係してくることやということを頭に入れて、環境部長さんにも考えていただきたいなと思います、許可されてるのかどうか知りませんけども。

司会：はい、日吉が丘さん。

住民：さっきの私ちょっとちらっと言うたんですが、樋口先生が書いとかはるホームページ中の、産業廃棄物何とか財団とかいうとこのあれに書いとかはったんですけども、全国の安定型処分場からPFASが何カ所も検出されてると。安定型処分場の考え時やみたいな、何とか考えないかんのやというようなことがちょっと書いてあった。私も素人やから、ちょっとそれ以上のこと分からん。ああ、そうなんかと。

プラスチックについても、ある種のプラスチックにフッ素化合物を入れて、活性剤か何かちょっと分かりませんけども、そういったものがあるんで、廃プラとして埋めると出てくると。それ安定型から出てくるというようなことも聞いたような気がしますね。

もう1つは、その廃プラ自身を土に埋めてしまうと、今、マイクロプラスチックとかいう問題になってると思うんですけど、ああいったもののもとになって、今は山にあるけども、いずれは行くもんですから、それが流れていくと。ある番組では、ここの脳のほうまでマイクロプラス

チックが入っていっているという、肺にも入っているというような話も、これテレビでもやってたんで、その辺の真偽が私もちょっとよく分からないけど、そういうなんを聞くと、ああ、ちょっと心配だなっていうんで、安定型というのはこれからもやっていけるんかなと。安定型として、そのままでええんかどうか。しばらくたったら何か変わるかもしれんなとも思っています。ちょっとなかなか解決しない心配事ですけどね。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
　それでは、議事4につきましては以上といたしまして、最後に全体を通しまして何かご質問やご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、栗東ニューハイツさん。

住民：アーカイブについての進捗状況、いつわれわれにいただけるのかは県のほうから説明する必要があると思うんですが。

主事：今、発注しておりまして9月の最終週にはこちらに届く見込みでして、お配りさせていただく予定でございます。

住民：配布は、どの範囲を考えてらっしゃいますか。

主事：各自治会さんには1部ずつお渡しさせて。

住民：いや、例えば図書館だとか、全国の自治体だとか、いろいろあると思うんだけど、われわれにくれるのは当然の話なんだけど、この問題を社会的に共有するっていう観点から、どのぐらい部数刷ったのかも知らないんで、今、配布先をどう計画されているのか教えていただきたいんだけど。
　調べている間に、栗東市さんは何冊欲しいって要求していますか。図書館２つ以外にもいりますよね。

（栗東市）：具体的な照会はまだというのはないですけど、当然図書館とか、そういうところには置かせていただきますし、あと、情報公開コーナーとか考えられるかなと思っています。

住民：ちょっといいですか。今、調べてる間。

司会：はい、赤坂さん。

住民：いいですか。アーカイブですけど、私が載せてほしいと言うたことも、なかなか載せてもらえへんから。例えば黒い大量のドロッとした物質。

水より重い物質。こういう記載を抜いてしまっているんですよ。それをいったら、また逆に参与が、ペットボトルのあの問題も載せるんやって。それと引き換えに、そっち下ろしたら逆に黒い物質も下ろして、現状隠してんのと一緒ですよ。だから、アーカイブ、全部が載ってるんじゃないです。あの黒い物質載らないでしょう。今載ってないでしょう。おかしいですよね。あんなもんが出てきたら。ひしゃくに付いたやつなんて見たら尋常じゃないですよ、真っ黒で。ほして、水より重いんですよ。水より重い、油。そんなもんろくな物質じゃありません。それを私は県に、そのときの県の人に「どこにあるか分かりますか」とこう言ったら、「分かります」って言うた。だけど、結果的には出てます。今も地面の底で出とるんか、それとも、かき回したからどっか行ってしもたんか分からんね。あの問題も大きな問題ですよ。だから私はちょっとでもとって水をくんできたら、それを全く違うもんと取り換えて、あそこはそんなひどいもん入ってないんやと、鉄がほとんど金属やとごまかされた。

ほして、それを取り下げたら、今度は、その黒いタール状の物質のやつも全部抜いてしもてる。そうなってますよ。黒い物質載ってないですよ。おかしいですよね。現実あったものを載せないんや。やはりアーカイブの内容についてもまだ私は討論すべきやと思います。私は写真示したんやからね。それで載せないんですよ。なんで、私は不納得ですよ。

主事：初めのところでいきますと、環境省であったり、産廃振興財団、あと、国会図書館などにも配る予定をしております。

住民：総部数何冊刷ったのか。

主事：総部数は全部合わせまして70です。70部。

住民：70部しか刷ってないのか。たった70か。

主事：ホームページでも記載、掲載させていただいております。

住民：70じゃ、でも、栗東市さんだって、われわれだってもらうから、あっという間になくなっちゃうよね、当然ながら。県内の図書館に全部配ることもできないよね、恐らく。ちょっと少な過ぎるかな。何か代替案考えたほうがいいんじゃないか。例えばホームページでPDF化して公開するとか、それを「こういうふうに出していますから、どうぞご覧ください」っていうふうに各団体に配るとか、実物70あまりにも少な過ぎるでしょう。

主事：そこは検討させていただきます。

住民：ということは、もうアーカイブは完全にあれで物証品が出来上がってるということですね。そういうことになる。そういうことやから、私が心配してることは当たってるわけや。そういう都合の悪いことは隠してしまったりする。そういうことやね。

司会：日吉が丘さん。

住民：ちょっといきなりですけど、栗東市の調査委員会がしばらくあったんですけども、私も後半ちょっと委員させていただいて、委員長もいたはりますけども、あれが個人的には持ってるんですけども、資料とか、私、出た分についてはまだ保管してますけども、あれ栗東市として出せるようなものはありますか。もし用意していただいておいて、何かあったら出せる、またホームページ載せる。

県のほうは全て載せていただいてるんで、いつでも見にいけますけども、栗東市のほうは何にもないんで、どうなんかなと。せっかくあんだけ一生懸命皆やっていただいたんで、その資料も残したほうがええんじゃないかなと思うんですけど、何かにまとめるとか、ホームページ載せるとか、何かどうでしょうか。

（栗東市）：ご意見ありがとうございます。ちょっと持ち帰って前向きなものでできるように、ホームページとかで公開できるような段取りができるようであれば、そういうような取り組みをさせていただいたり、ちょっと前向きに取り組めるようには頑張りたいと思います。

住民：ありがとうございます。お願いします。

住民：はい。もう一つ。

司会：はい、赤坂さん。

住民：ここは今、工事されてた方おられるんですか。そのとき、対策工事は。

コンサル：施工監理は弊社で

住民：そうですか。ということは、分かると思うんですけど、あと、その工事のときに業務概要書というのはいただいてる、県から。工事するに当たってどういうふうにしなさい、こうしなさいという業務概要書いうもんは押さえとったって。

コンサル：工事発注仕様書とか、そういうのは契約図書。

住民：に入ってたか。

コンサル：はい。

住民：その中には、その黒いものがありますよと、その地点にありますよという、それは記載はあったんですか。

コンサル：いや、そういう細かいところまでは。

住民：ないですか。

コンサル：はい。

住民：ということ、やっぱりそうやな。頭から探す気がなかったんです。私はちゃんと聞いた。「分かりますか」って言ったら、県の職員の人は「分かります」と、「場所は分かります」と。参与、分かるでしょう、私の言うてること。ねっ。どこにあるかは、工事する人に言わな、そんなもん見つからないですよ。それで見つかりませんでしたと、なかったことにすると、これが県庁の実態ですよ、ほんと。私らだいぶ言うた。でも、肝心な工事されてる人にそういうもん言ってない。ほして、アーカイブにも載せてない。

コンサル：当時、われわれが調査からやらしていただいてる場所で、一緒に現場も見ていただいたと思うんですけども、トレンチ調査をやったり、ボーリング調査をやったり、現物いろいろ見させていただいて、いわゆる特別管理産業廃棄物に相当するようなものとか医療系の廃棄物とかも、全てあそこにあってはいけないものは可能な限り取り出して、最後掘ったもの土として、あと、見なせるものだけ、その基準に合格したものだけを埋め戻して、あとは別途掘削して持ち出して、別途産業廃棄物として処分したという経緯だとおもいますので、今回、われわれの認識としては十分な調査をやって、可能な限りの有害物を取り除いて、あそこを管理できる状態に持っていったと。

先ほど、安定型という話もありましたけど、一応支障除去事業として管理型廃棄物処分場相当の機能を持たしてますので、そちらに関しましては、今、先ほどからモニタリング結果が出ておりますので、グラフを見ていただいたら全ての項目が、ひ素はやっぱり自然由来ですので仕方ないですけども、それ以外の例えば1,4-ジオキサンとか、あの辺り全部濃度が低下していっているというところから、効果は発揮されておりま

すので、そのあたりは今心配いただいてますけども、それはお気持ちとしては分かるんですけども、十分な対策をして国にも認めていただいてるというところの認識であるというふうに考えてます。

住民：それじゃ、黒いドロッとしたものは、そこに、そこら辺にあるはずだという、その調査からやったんですか。

コンサル：いや、そこはちょっとうちも、その黒いものっていうのは当時認識しておりませんでしたので。

住民：そうでしょう。

コンサル：はい。

住民：それを言ってるんです。

コンサル：すんません。これ、多分おっしゃってるのは高アルカリ原因調査でやられた時の。

住民：そう。でてきた。

コンサル：今の調整池の下ぐらいだと思いますけども。

住民：はい。そう。

コンサル：対策工事、○○さんも見ていただいたように、あそこB工区として、今、調整池を造る前の段階で、廃棄物はほぼ取り切ってますんで、その中で廃棄物でドロッとしたものの含まれたものを含めて、一回掘削して、選別して、必要なものは処理してると。埋め戻すものは選別して、一回分析して埋め戻しているというとこになりますので、その中に掘削、いったんはその測った場所の廃棄物はちょっと時間は経ってますけども、二次対策工事で一旦は全て廃棄物は掘削して、廃棄物は処分して、埋め戻す分はしっかり分析を行って、分析するということを二次対策でやらしてもらったという認識です。

住民：黒いドロッとしたものあったんですか。

コンサル：その掘削の中で、もう混在してますので、ここが黒いものかというところまでの認識はできないですけども、ものとしては一旦掘削して、選別して処分したり、分析は確認してると。

住民：それじゃ、分析しても何も出なかったんですか。

コンサル：そのときは、埋戻しの選別に必要な、今まで問題になってる重金属ですとか、それは有害物調査検討委員会で定めた品質管理の分析の項目で、基準値、土壌環境基準に適合してるというのをしっかり確認して埋め戻してるんで。

住民：それは。

コンサル：それに適合しないものについては、しっかり場外搬出して処分させてもらった。

住民：ということは、これ、書いたる項目はしたけども、それ以外は項目に入ってないからしてないと。だから、その物質があっても結局埋め戻したと、そういうふうになりますよね。

コンサル：今おっしゃってるところの場所、B工区のとこですと全部掘削して、最後は粘土層、今の底面遮水土になってる粘土層が穴が開いてるところですね、蛙目粘土っていうか、信楽焼の陶土を取ろうとして穴が。

住民：ただ、良質な粘土がね。

コンサル：ええ。そこまで掘ってるので、そこにあった、それより上の廃棄物っていうのは全て1回どけられている。例えば消火器とか、バッテリーとか、ああいう目で見えるものとかは除去されていますし、選別施設の中で大きながれきとか、そういうもの全部どけられています。もしそういうドロッとしたタール状の油みたいなのがあったら、それはその時点でもう目視レベルではじかれます。

住民：じゃ、それは分析も関係なくどけてるということ。

コンサル：もうその工区のですからそういう目視で、もうこれは駄目だろうというやつは全てあそこのJVさん、工事会社さんの選別テストの中で全てであらかじめ調査されている。土か、これは有害な土か、あるいは基準を満たしている土かっていうのは目視では判別できませんので、最後に、その有害物質の項目について分析をやって、それでなおかつOKのものしかすぐには埋められてません。もし土に見えても基準を超えているものは全部除去して外に持ち出して、別の最終処分場に処分されていますので、あそこに戻ってきてるものは試験をクリアしたもの、かつ目で見て、

そういう大量のものがあったらまずはじかれますので、ご心配いただくのは非常にお気持ちとしては分かるんですけれども、範囲的にも、そこに1回全部掘削されてますので、それが掘削されずに現物があるとか、あそこに戻ってるっていうことは物理的にはあり得ないと考えてます。

住民：分かりました。てことは、だけど、もしもドロッとしたもんが出てきたら分かるはずなんです、あんなもんだから。

コンサル：ですから、それはもう掘削工事のときにはじかれる。例えば医療系廃棄物だったら、私も現物を見ました、注射針とか出てきましたんで、ああいうのは分析も何もする前に埋めてみて、これは、

住民：それは分かります。

コンサル：だから、恐らくドロッとしたタール状のものが出てきたら、それはもう分析をかける前に目視ではじかれます。そこはご心配には及ばないと思います。

住民：昔は、住民が立ち会いで全部やってたんです。でも、この会社の工事は危険性もあるからっていうので、住民は除外されてしまっているから、私らにしたら自分の目で見てないもんやから、あんのか、そんなんがあること。

コンサル：ただ、何回か見学会はあったと思うんで。

住民：いやいや、その当時やってるときの見学会はないですよ、その掘っている最中に見るなんてことできないですよね。終わってから後で確認だけですよ。

主幹：工事やってる最中については建技さんのほうが掘削場所の確認をしていただきましたし、県職員も立ち会っているというところなので、もしそういうものがあれば、事前に廃棄物としてはじいて、適正に処理されてるというところかと思います。

住民：だから私ら思うのは、今頃言ったってあかんけど、やっぱり住民も一緒にやるべきやった。ほしたら、私らも納得できる。後から調べたら、水より重たい油で、ほんとによくなんかないです。それ以前、こういう項目が入ってない。そういう物質です。そんなん良くないです。

コンサル：ですから、そういうタール状の汚れた油でドロドロのようなものと

か、そういうものを埋め戻したりしますと、やっぱりそこに働いてらっしゃる従業員の方はみんな分かりますし、皆さん誠実に仕事をされておられますので、そこはご心配なくしていただければと思います。そういうもの埋まってるとすぐ分かりますので、例えばそこで誰かがたまたま見たとか、従業員の方も地元の方もいらっしゃると思いますんで、そういう方が、あんなもの埋めてたよっていうのは、すぐうわさとして広がります。そういうことがないということは、皆さん誠実に仕事されていたということで、ちゃんとそれは仕様で、こういうものは除去しなさい、こういうものは検査を受けてOKになったものだけ埋め戻しましょうというルールが決まっていましたので、それは弊社の、私は定期的に見てましたし、常駐の者がいました。ちょっとここにはおりませんけども、その者が常に監視しておりますので、相互監視の中でやっておりますので、そういうことはご心配は、お気持ちはよく分かるんですけれども、何とかご信頼いただければというふうに感じます。

住民：分かりました。

住民：ちょっと最後によろしいか、1点。

司会：赤坂さん。

住民：負担軽減、自治会長の負担軽減って書いたります。私、自治会長なって、今年度数回出席してますけども、負担軽減というけども、不安が募ってくるばかりなんです。私、この会議というのは、地域住民の不安をちょっとでも解消するような会議であってほしい。それだけです。以上です。

司会：他にご質問やご意見等、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局のほうから次回の日程についてお知らせいたします。次回の本協議会の開催につきましては、11月の中下旬ごろを予定しております。開催時期が近づきましたら、詳細について改めてお知らせいたします。当日は、併せて第7回旧RD最終処分場跡地利用協議会を開催する予定です。

それでは、以上もちまして第58回連絡協議会を閉会させていただきます。お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。